

地方財源保障に係る法律の規定

1 事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務（事務の性格に関らず）

● 地方自治法第232条第2項（経費の支弁等）

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（参考）

● 地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）

- 1 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

2 地方行政の計画的な運営のための財源保障

地方交付税法第1条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

地方交付税法第3条（運営の基本）

- 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。
- 3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

3 国庫負担金事業の地方負担についての財源保障

地方財政法第11条の2（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下略）